

Hille Haker, *Feministische Bioethik*, in: *Bioethik*, hrsg. v. Marcus Düwell und Klaus Steigleder, Frankfurt a. M.: Suhrkamp, 2003, S. 168-183.

フェミニスト生命倫理学

ヒレ・ハカー

キーワード

フェミニスト倫理学 / フェミニスト生命倫理学 (feministische Ethik/feministische Bioethik)

女性によるエンパワメント (エンパワリング) (Ermächtigung von Frauen (empowering))

関係のなかにおける自律 (relationale Autonomie)

ケア (Sorge, Fürsorge, care)

正義 (Gerechtigkeit)

コンテクストに敏感 (Kontextsensitivität)

差異 (Differenz)

保健政策 (Gesundheitspolitik)

非対称的な関係 (asymmetrische Beziehungen)

アイデンティティ (Identität)

序

フェミニズム的な方向づけをもつ生命倫理学,あるいは性という観点から見た生命倫理学に対する国際的な関心の高まりは,ここ数年のあいだで見逃せないものとなっている¹。こうした関心はこれまでドイツにはわずかしか伝えられず,今のところほとんど受容されていないも同然である²。

フェミニスト生命倫理学は,選好功利主義や徳倫理学,ないしは米国の生命倫理学における「原則主義 (principlism)」のようなアプローチではない。それはまた,ケアの倫理学や個人主義的な考え方に固定されるものでもない。フェミニスト生命倫理学はむしろフェミニスト倫理学の一部であり,女性の従属を常態化させているもろもろの行為や処置,制度や構造やイデオロギーに対

¹ これに関する論文集として、次のものを参照。Bequaert Holmes/Purdy (1992); Wolf (1996); Sherwin (1998); Donchin und Purdy (1999); Tong (2001)。本稿を通読して下さった M. Bobbert と A. Thiem の両氏に感謝申し上げます。

² これを取り上げたものとして Hoffmann (1999); Braun (2000) および Pelkner (2001)。ケア倫理学に関する新しい二つの研究、Biller-Andorno (2001); Conradi (2001) は、一般的なフェミニスト倫理学のレベルにとどまっている。

して、倫理的に根拠づけられた批判を行うものである。フェミニスト倫理学およびフェミニスト生命倫理学は、女性の従属の経済的・社会的・文化的原因を除去する道を探る。そして、現存する性差別や人種差別さらには自民族中心主義を乗り越えることを可能にするような、現在の世界秩序に代わるオルタナティブ（代案）を開発することを目指す³。

幅広く多様化した今のフェミニスト生命倫理学の概観を描くためには、次のことが重要だと私には思われる。まず第一に、フェミニスト生命倫理学を領域別倫理学として、フェミニスト倫理学の基礎的倫理学の視点から区別することが重要である。ただし後者の普遍的視点との必然的な結びつきを見失ってはならない。第二に、フェミニスト倫理学と「主流の(mainstream)」生命倫理学との差異を明確にすることも不可欠だと思われる。フェミニスト生命倫理学は個別領域における、「主流」に対する批判として自己了解しているからだ。こうした位置確認が基本的に重要であるのは、フェミニスト倫理学それ自体がときとして領域別倫理学とみなされ、全般的倫理学がさまざまに「応用された」領域へと押し込められ、それによってフェミニスト倫理学の方法論的な要求が平準化されてしまうからである⁴。

1. フェミニスト生命倫理学の地平としてのフェミニスト倫理学

フェミニスト倫理学⁵は基礎理論としては、見かけ上分裂した二つの要求に取り組む。つまり、諸権利に関して女性も同等であり自ら選んで同意した人生を送ることができるという点で同等だという要求を掲げ、他方で差異への要求を掲げる。この差異はいくつかのカテゴリーに分けられる。それは性別そのものに関わる。性別は生物学的に与えられた条件と社会的に割り当てられたものの両方またはそのいずれかに基づき、一部は社会的な規範化にも基づいて、生活の全領域を貫いている。しかし差異はまた、たとえば人種や階級や階層への帰属、あるいは西欧諸国という「中心」に帰属するか非西欧世界という「周縁」に帰属するかといった、別の区別にも関わる。歴史的に見てフェミニスト倫理学は、女性が法的ないし道徳的平等を求めて戦うことから生まれてきた。しかしそれはまた当初から差異の経験に結びついてもいた。例えば女性を「第二の性」と呼んだシモーヌ・ド・ボーヴォワールの有名な言葉は、ある役割了解と自己了解に関して男性によってコントロールされた社会的ヒエラルヒーに基づいて、女性の従属化を記述している。同時にそれは、平等の思想と差異の思想とのあいだの解消しがたい結びつきをも含んでいる。

とはいえフェミニスト倫理学は、こうした規範的平等と事実的差異についての分析にとどまる

³ そのように Jagger (1992)は規定している。

⁴ たとえば Pauer-Studer (1996)や Pieper (1998)。

⁵ これへの入門としては、たとえば Pauer-Studer (1996); Pieper (1998); Nagl-Docekal (1998)ならびに注1であげた論文集を参照。

ものではない。それは、とりわけ科学論的・認識論的省察の形をとって、現行の思考形態の根底に存する階層的な二分構造が繰り返しジェンダーとして特殊化されて上書きされることを示している。つまりジェンダー・カテゴリーが「自然」と「理性」とに二分される。例えば、女は「感情」に動かされ、男は「分別」に従う。同様に「ケア」対「正義」、「個別的思考」対「普遍主義的思考」、「私的」道徳対「公共的」道徳といった対概念で男女の差違が記述される。それゆえフェミニスト倫理学は、その理論形成において、一方ではこうした階層化をもたらすコード化の罫を避け、他方でフェミニスト倫理学の視点という「他なるもの」を鮮鋭に描くという二重の課題を負っている。

フェミニスト倫理学の短い歴史の中で次の三つのテーマ領域が中心的な意義をもっている。それらはフェミニスト生命倫理学の三つの基本原理へと発展した。すなわち自由、ケア、正義という原理である⁶。

1. 1 自律と他律との関係、すなわち個人による自己決定と社会的規範化との関係

自由、ケア、正義という三大テーマとの対決は、ある意味でフェミニスト倫理学理論一般の主要対象をなす。とはいえフェミニズム理論の形成におけるあらゆる傾向の努力には、女性に対する抑圧を分析して女性に権限を与える（エンパワメント）という目標が中心にある。歴史的にみれば、まず第一に、女性がその性に特有の抑圧を受けることに関して考察されるセクシュアリティ言説がテーマとなる。すなわち強姦、女性器切除、特定の形のポルノグラフィや性的人種差別といったテーマにフェミニスト理論ならびにフェミニスト倫理学およびフェミニスト生命倫理学は長年取り組んできた。さらにまた、性というカテゴリーそのものが絶えざる論争的となる。性の社会的構成と並んで生物学的基体というものがあって、それが自律という意図をくつがえすのだろうか？⁷ それとも(バトラーが言うように)、「攪乱(Subversion)」は性表現に対してアイロニカルな態度をとることそのもののなかに存するのだろうか？ 異性愛は非異性愛に対してどのような関係にあるのか？ 主体になることにとって、身体はどんな役割を果たすのか？ 性とい

⁶ 「それゆえフェミニスト生命倫理学分野のなかで頭角を現してきた、自由、ケア、正義という三つの強い価値は、〔互いに〕緊張関係のうちにある。規範をめぐる研究がもっとなされる必要がある」(Lebacqz (1995), S. 814)。

⁷ Duden (1991)を参照。〔ドゥーデンは、現代における「生命」という観念は、18世紀以降に母体内部が視覚化されたことに基づく「偶像」にほかならないと言う。彼女によれば、宗教的文脈などにおいて、その「生命」イメージを「実体」として扱うことは「生命という概念の濫用」である。法的文脈の中で胚や胎児を「主体」とみなしながら女性を「子宮環境(uterine Umgebung)」などと呼んで単なる「培養基」(S. 149)のように扱うことも「私たちの感覚を逆立ちさせるもの」(S. 158)だ。こうしたドゥーデンの主張は、生命保護の観点から、たとえばレイプされた女性にまで無条件に妊娠継続を強いるようなことへの抗議としても解され得るだろう。 訳者〕。

う構成物はどんな役割を果たすのか？ 道徳的発展の目標点が、「男性」をイメージする「自由な自己」ではなく、「女性」をイメージする「関係のなかでの自己」だとしたら、道徳的発展はどのように評価されうるだろう？ 自律という企てが「〔状況のなかに〕位置づけられ埋め込まれた自己(das situierte, eingebettete Selbst)」(ベンハビブ Benhabib)という基礎の上に展開されるとしたら、自律という構想はどう変化するだろうか？

1.2 正義と政治的権力との関係

フェミニスト倫理学の見地からは、正義は、公的および私的な財(Güter)の全てにアクセスし参与すること、すなわちあらゆる次元における機会均等を意味する。また抽象的・普遍的な正義理論を文脈に敏感な正義理論へと橋渡しし、支配を正義へと転換することを意味する。ここでも、さまざまな社会やさまざまな次元における女性に対する抑圧についての分析がそのための視座を据える。しかしここにおいて、グローバルな諸条件を考慮した倫理学の緊要さも最も先鋭となる。

1.3 原理によって導かれ諸権利を重視する普遍主義的な正義倫理学と、 道徳感覚に基づき責任を重視する個別具体的なケア倫理学との関係

政治倫理において道徳的判断の基礎となるのは、諸権利を重視する原則倫理学(die rechteorientierte Prinzipienethik)である。これとの対決は、とりわけ英米圏において主張されてきたように、リベラルな倫理学説のもつ脱文脈化や(見せかけの)非党派性に対する批判となる。一方に原則倫理学の一種の修正版が生じ、他方にケア関係への視点転換が起こり、それが諸権利重視の視点の対極概念とみなされた。いわゆるケア倫理学は、倫理学の内部でフェミニスト的なアプローチへの一つの突破口を拓いた。ケアの倫理学は今日では、フェミニスト倫理学にとって必要な構想だとみなされているが、しかしまだ十分な構想だとは思われていない。むしろ諸権利重視の原則倫理学とケア倫理学の両方の視点の緊張に満ちた協働こそが必要であることが明らかとなる⁸。

2 生命倫理学へのフェミニスト的アプローチ

フェミニスト生命倫理学はフェミニスト倫理学の理論的発展に対して少なからざる寄与をした。生命倫理学の実践的なテーマ群のなかで身体や自律、ケアの非対称的關係などをめぐる議論が展開されてきたからだ。それゆえフェミニスト倫理学とフェミニスト生命倫理学とはけっして峻別

⁸ この議論の適切な概観については Biller-Adorno (2001)を参照。

できるようなものではない。この事情はフェミニスト倫理学が実践的な方向性をもつことによる。フェミニスト生命倫理学は、臨床的応用および生物医学研究分野における医療実践の全分野に具体的に関わっている⁹。その際、フェミニスト生命倫理学は地球的規模の課題に取り組まざるをえない理論であるという自己了解をますます深めつつある¹⁰。フェミニスト生命倫理学は狭義の生物医学の領域を越えて、とりわけ人間の外なる自然との関係、それとの付き合い方についても検討している¹¹。

状況のなかに埋め込まれた関係的な自己(シャーウィン Sherwin, ドンチン Donchin), もろもろの欲求から始めるアプローチ (キッティ Kittay), 非対称的な諸関係を考慮すること, 世話関係のなかに入り込んでくる権力についての分析(キッティ, ヘルド Held), 異なる文脈に応じて異なる対応の余地を十分に残せるような正義という目標(ヤング Young, フレーザー Fraser, ヌสบアウム Nussbaum, シュヴィッカート Schwickert), ならびに地球的な視点から女性の諸権利 (Frauenrechte)を人間の諸権利として解釈するような発想の発展(トン Tong, ヌสบアウム)。これらがフェミニスト生命倫理学の目印であり, フェミニスト生命倫理学をフェミニスト倫理学および一般的な意味における分野横断的なフェミニスト理論へと結びつけている¹²。ケアの倫理学は自律概念を定式化し直すことによって, これまで支配的であった自由主義倫理学に対する批判として現れた。それは, ケアの倫理学が, 諸権利の倫理学やとりわけ消極的な権利に狭く限定されることを避けて, 義務倫理学ないし徳倫理学への視点を拓いたからにほかならない。その際, フェミニスト生命倫理学を社会倫理的な方向へ展開することは正義をめぐる諸問題を考察する視点を拓く。またコミュニタリアン倫理学とは違って, フェミニスト倫理学は生命倫理学が関わる実践的領域を性差に着目した権力分析によって吟味する。

2. 1 関係のなかにおける自律

フェミニスト生命倫理学のたいていの論者は, 個人の諸権利と並んで, さまざまな実践形式の差異や特殊性を考慮するようなアプローチを採用している。とりわけ, 生命倫理学の原理としての自律, およびその基礎をなす人格概念に対してフェミニストの側から批判の火ぶたが切られている¹³。ピーチャムとチルドレスによるリベラルなアプローチに対して, フェミニスト生命倫理

⁹ その際、私見によれば Sherwin (1992)および(1998)が最も重要なアプローチを提示している。

¹⁰ Tong (2001)

¹¹ Mies/Shiva (1995). ここではこのアプローチ〔エコ・フェミニズム〕には立ち入らない。

¹² 一般にフェミニズム理論は、さまざまな傾向や目標設定によって区別される。リベラル・フェミニズム、社会主義フェミニズム、ラディカル・フェミニズム、精神分析フェミニズム、エコ・フェミニズム等々。Lebacqz (1995)参照。今日ではさらにポスト構造主義が付け加えられるだろう。これらの違いや特徴については、ここでは示唆的にしか触れられない。

¹³ たとえば Scherwin (1992); Mackenzie/Stoljar (2000); Donchin (2000)を参照。また、フェミニスト生命倫

学の多数は「関係のなかにおける自律」(シャーウィン, ドンチン)という発想を優先する。その発想は, 自己が根本的に文脈に結びつきそのなかに埋め込まれているということから出発し(ペンハビブ), この自己を自己の権限を高める形で実現するものである。これは, たとえば医師 - 患者関係に当てはまる。しかも「生殖における自律」に関しても当てはまる。たとえばドンチンは流布している自律モデルを, とりわけ決定の自由を強調するモデルとして再現してみせる。このモデルは, 決定に際して異なる社会的な財(善)のなかから自由に選択できる合理的な患者という前提から出発する¹⁴。同様に医師の方も, 患者の諸権利と選択を承認ないし容認する契約相手として考えられている。非フェミニスト生命倫理学においては, こうした契約モデルとならんで, 思いやりによって方向づけられた(fürsorglich orientiert)パターナリスティックなモデルが主張される。自律についてのフェミニスト的な新しい考え方からすれば, これも権力行使について無反省であるという理由で受け容れがたい。これに対して, 関係における自律は, 医師と患者が相互に意見を交換し相互に依存しあうこと, 自律の脆さ, 病苦においてとくに身体が傷つきやすいことについての自覚, 医師や介護者の目標としての〔患者の〕自律の促進といった考えを反映している。自律の原理はこのように関係性へと方向づけられることによって, 他者に対して他者のために責任を負う構えとしてのケアに必然的に結びつき, 倫理的な内省においてはケアの原理と必然的に結びつく。

2.2 ケア

少女と少年の道徳的発展に関するギリガンの研究を基盤として, いわゆるケアの倫理に関するいくつかの論文が発表された。それらはしかし, 正義の視点とますます厳しく対立するものになっていった。「ケアの倫理学は, 関係論的で, 文脈に即し, 感情移入的であるとされる。これは, 正義の倫理学が抽象的で普遍的で原則に従ったアプローチを採用するのと対照的である」¹⁵。

ケア(care)はしばしば Fürsorge (フュアゾルゲ, 配慮)と訳されるが, これまたさまざまなニュアンスをもつ概念である。おまけにドイツ語の悩ましいところは, フュアゾルゲという言葉から社会保障(Sozialfürsorge)の実務が連想され, この実務がクライアントの望みや関心に対してパターナリスティックな態度をとることも稀ではないというところにある。さらに, ケアの職業やサービスの大半が, 報酬が支払われる場合も支払われない場合も, 女性たちによって担われているので, フュアゾルゲという概念にもジェンダー特性が「上書き(überschreiben)」されている。じっさいケア倫理学の最大の落とし穴の一つは, ケアの役割が女性に押し付けられることに負けていないにもかかわらず, 倫理学にとってケアがもつ価値を特記するという点にある。生命倫理学

理学には, たとえば Purdy (2000)のような別の潮流もある。

¹⁴ Donchin (2001), S. 368.を参照。

¹⁵ Labacqz (1995), S. 811.

の文脈においてケアは、とりわけ生物医学ならびに医療の実践領域における看護や介護や世話に関係づけられている。

ケアの意味内容は、リクール(Ricœur)が言うように、他者にとって善きように努める形で責任を引き受けることとして捉えられる。ケアにおいては、自己ではなく、他者の幸福がその関係の前面に立つが、その他者の幸福もやはり人格に対する義務づけの網のなかに編みこまれている。

「何かのためにあるいは誰かのために^{ケアする}気遣うときの私のあり方を見つめたり考えたりするならば、関心が私自身の現実から他者の現実へといやおうなく移動していることをわたしは知る」¹⁶。

友愛は相互性とギヴ・アンド・テイクの調整に依拠した対称的な関係であるが、これとは違って、ケアはたいてい非対称的だと考えられる。このことはさまざまなケア論のなかでも強調されている。少なくともうわべだけ見れば、他者へのケアの基礎には或る依存関係がある。この依存関係が権力関係にまで発展する可能性(Machtpotential)は情動的で感情移入的な関係によってせき止められるとされている¹⁷。

ケアについての女性倫理学者のいく人かは、明示的または非明示的に道徳的感情の伝統に立脚して、ケアをさしあたり自発的で自然的な傾向として捉える¹⁸。しかし、自然的に他者に配慮し世話^アをすることは異なり、倫理的にケアすることはひとつの反省的態度である。ケア倫理学の主要な関心が他者の要求に対する配慮にあるかぎり、ケア倫理学は義務倫理学もしくは徳倫理学として構想されうる。徳倫理学としてのケア倫理学はケアの姿勢を道徳的な自己理想の形式(ノディングス)として発展させることを支持する。義務倫理学としてのそれは権利に対する義務の優越を支持する¹⁹。

ケア倫理学はまず普遍主義的な正義の倫理学に限界を設定するなかで構想された。そのためケア倫理学は倫理学にとって必須の或る次元を絶対化し、伝統的なヒエラルヒーを転倒させるだけで克服しないという危険に陥っている²⁰。その場合、他者へのケアを過度に強調することは、自らの利益を損なうだけではなくケアを向ける対象者の利益をも損なうことがありうる。加えてケアの倫理は、態度や感情や徳についての倫理学としてのみ構想されるだけでなく、むしろ社会的・政治的に補償調整されるべき実践として理解されるべきであるから、ケア倫理学を自然的傾向性という基盤の上で捉えるだけでは十分ではない。そこで例えばトロント(Tronto)は「コミットす

¹⁶ Noddings (1993), S. 151. Noddings (1984)も参照。

¹⁷ これによって依存性が交互的にも成り立たないと言っているのではない。クライアントならびに患者の自律が適切に保たれるためには、役割に応じて与えられた非対称性を十分に考慮しなければならない。このことはまさに看護という関係が示しているところである。Bobbert (2001)を参照。

¹⁸ Hume (1989)に関連しては、たとえば Baier (1991)、Meier-Seether (1998)を参照。また Nussbaum (2001)も参照。

¹⁹ 例えば O'Neill (1996)。ただしこれはカント主義に導かれていて、ケア倫理学には限定的にしか関わらない。

²⁰ たとえば Hoagland (1991)または Sherwin (1992)による批判。

るケア(engagierte Sorge)」という彼女の構想を、行為に注目ししかも政治的にも有効な構想として理解している。

「最も一般的なレベルで言えば、ケアすること(caring)は人類的な活動(species activity)と提唱したい。その活動には、私たちの世界を、そこに私たちができるだけ生きることができるように、保守し維持し補修するために私たちが行なう全てを含む。この世界は私たちの身体と私たちの自己と私たちの環境とを含んでいる。これら全てを私たちは生命を支える一つの複合的な網の目のなかに織り込みたい。」²¹

フェミニスト生命倫理学に対して現在最も重要な貢献をしたのは、フェダー・キッティ(Feder Kittay)である。キッティは『愛の労働(Love's Labor)』のなかで、人格間の関係(まず先立つのが家族関係)に存する依存関係の網の目は、同様にケア関係の網の目をも生み出すことを指摘している。しかしまた、ケアを提供する人格間関係そのものが制度的・構造的な諸条件に依存していて、そうした諸条件によってプライマリ・ケアが促進されたり阻害されたりすることもまれではない。このような構造的諸条件はケアの倫理学を融和へともたらず成分であり、正義の倫理学へと必然的に通じているとキッティは言う。シャーウィンらが自律という概念を、自律を融和統合するケア概念へと近づけるとすれば、キッティはケア倫理学を正義の視点へと近接させる。²²

2.3 正義

ケア倫理学を補うものとして、(社会的)正義の倫理学へのアプローチが成立してきた。これらのアプローチは、さしあたり個人主義的に定式化されたケアに対して政治的・制度的側面を強調する。その際フェミニスト倫理学にとって重要なのは、差異とコンテクストへの敏感さを保持することである。ヤング(Young)は、平等に取り扱えという要求とならんで差異の保持を彼女の著作の中心に据えている。分配の次元をなによりも強調する伝統的な正義論は、差異を十分には考慮してこなかったという²³。これに対して、フレーザー(Fraser)は、社会的・経済的な不公正を文化的・象徴的な不公正から区別する。社会的・経済的な不公正に対しては古典的な正義論に用いられるような再分配の戦略によって対処できる。これに対して、他者の他性に対する軽蔑を表現する文化的な不公正に対しては、文化的な価値観の転換という戦略が必要となる。フレーザーの区別にしたがったときに提起される問題は、政治的再分配という第一の戦略が烙印を押す働きをし、したがって経済的正義を創り出すという戦略が文化的な不公正を促進するということにある。

²¹ Tronto (1993), S. 103.

²² Nussbaum (2000)も同様である。もちろんより一層理論的な考察である。

²³ Young(1990). このアプローチのなかに現れるさまざまな緊張関係に関して説得力ある批判を展開している Fraser (1997)を参照。

る。これをフレーザーは「分配と承認のジレンマ」と名づけた²⁴。例えば「平等化政策」という措置がたしかに女性を経済的な観点では「公正に」扱うことができるにしても、同時にしかし、この平等化措置が文化のレベルでは（価値づけの）不平等を安定化させてしまうということがある。平等化措置が「もろもろの承認関係のなかで反作用的に生じる不公正に養分を与える」からだ²⁵。

差異とともに正義のさまざまな社会的・文化的な文脈を考慮に入れようとするフェミニスト正義論は、たとえば普遍的な人間の欲求や能力を基礎として人間学的な想定の実体化のためには対話が必要であることを指示するか（ヌスバウム）、あるいはまたさまざまな種類の義務を定式化するように指示している。この点でオニール(O'Neill)のアプローチが特に参考になる。というのは、現代正義論においては権利の視点が優勢であるのに対して、オニールのアプローチはカントとともに義務の優位を強調し、このことによって正義の倫理学が必然的に徳倫理学によって補完されなければならないからである。にもかかわらず全ての女性と人間の同権への普遍主義化された要請を諦めることなく自民族中心主義という非難に対処するためには、まだ多くの仲介的な作業がなされなければならない。

フェミニスト生命倫理学にとって正義の視点こそがその理論形成を最も促すものである。まず第一に一般に生命倫理学においては正義へのアプローチが本当にわずかしかないからであり、第二にフェミニスト生命倫理学が保健政策やグローバルな視点に取り組み始めたのはわずかここ数年のことであるからだ²⁶。

フェミニスト生命倫理学の三原理、関係における自律、ケア、そして正義は権力論への反省を伴う。三原理のいずれかを一面的に習得しないし「適用」というそのつどの欠点をそうした反省によって阻止しなければならない。

3. フェミニスト生命倫理学の応用領域

テーマ別の議論のなかでフェミニスト生命倫理学がとくに目を向けるのは、保健分野での女性の社会的権利、性と生殖に関わる問題、公的機関にアクセスし生命政策・保健政策の決定に参加する政治的諸権利といったテーマである。〔現代の生命倫理学に先立って〕古典的な医療倫理学が扱ってきた問題との関連でフェミニスト生命倫理学は、人間のさまざまな経験を包括的に理解することを生かして、ケアの視点を権利の視点に結びつけようとする。フェミニスト生命倫理学は、

²⁴ 同書 23 - 66 頁。

²⁵ 同書 59 頁。たとえば、女性の評価や奨励が直接に競合する男性にとって不利なこととみなされ、「不相应な特別扱い」が勘ぐられるような場合である。

²⁶ これについて重要なのは、Sherwin (1998)および Tong (2001)である。

(例えば決定過程において)女性自身を周縁に追いやること, 生物医学において女性の健康問題(たとえば乳がん, 美容整形, エイズ, 女性器切除, 臓器移植など)を周縁に追いやることに対して戦う²⁷。さらには, 女性がするものと暗示されている実務, 例えば医学および精神医学の文脈における看護や世話, あるいはまたは障害者や老人の介護といった実務を周縁に追いやることをやめさせようとするアプローチを発展させる。

生殖医療および遺伝子診断の分野での主要なテーマは, さしあたり自律の問題であった。その際フェミニスト生命倫理学の多数は, 現代的な生殖医療に対して当初から批判的なアプローチだった。生殖医療を女性の身体と生殖プロセスに対するさらなるコントロール手段だとみなすからだ²⁸。しかしこれに関してはフェミニスト倫理学の内部でも意見の対立が認められる。とりわけ「生殖における自律〔自己決定〕」ならびに社会的なもろもろの制度や構造がもつ規格化の力をどう重視するか, その重点の置き方の違いから論争に火がついている。一方には, まさに女性のエンパワメントの名において生殖医療を歓迎するフェミニストの立場がある。他方で, 研究と臨床応用における生物医学の可能性について「その結果を不問に付したまま」考えること自体すでにイデオロギーだとみなす立場もある²⁹。生殖医療と遺伝子診断に関しては, グローバルな視野で見ると, じつに様々な問題が立てられる。たとえばインドや中国における出生前診断による選別問題 女の胚や胎児を犠牲にする性の選択 は, 技術利用に関してはるかに広範な自由裁量が前提とされうる西洋諸国とは異なった仕方で評価されなければならない。こうしたグローバルな視点が極めて明瞭に示すのは, 生殖医療が構造的には女性のエンパワメントに貢献するのではなく, かえって女性と女性の生殖行動に対する支配に貢献するということだ³⁰。

さらにフェミニスト生命倫理学は, 公衆衛生政策と, 公衆衛生制度の基礎にある諸構造をテーマにする。ここでは, たとえば保健サービスとその医療資源を利用してその利益に与るための手段に関する問題が生じる。グローバルな視野で見れば, 基礎的な保健サービスの不足は女性にとっての問題であり, 子どものうちでもやはり女子にとって一層深刻な問題である。なぜなら, ほとんどの発展途上国では女性の方が男性よりも貧困に陥るリスクが高く, それに伴って病気にかかるリスクも高いからだ³¹。女性の社会的かつ文化的な従属が, フェミニスト生命倫理学にとっ

²⁷ この理由から, 米国では1990年に国立衛生研究所(NIH)に女性の健康に関する調査事務局(ORWH)が設置され, 特に女性の保健サービスに関する研究がなされている。Tong(未公開)を参照。

²⁸ たとえば Overall (1987); Wolf (1996); Hoffmann (1999); Duden (1991); Pelkner (2001); Haker (2002c)を参照。

²⁹ フーコーの生の権力論については K. Braun (2000)を参照。ブラウンは「生命倫理」を「生の権力」に織り込まれているということを理由に, イデオロギーの疑いのある管理と規律化の権力, 身体への権力と解している。このことは, ドイツのフェミニストが生命倫理学を全般的に否定的に受容したこととも一致する。生殖医療の概観については Hoffmann(1999)、神学的な視点からは Pelkner (2001)を参照。

³⁰ たとえば Mahwald (2001); Werneck/Carneiro (2001)を参照。

³¹ Sherwin (1998); Nussbaum (2000)を参照。貧困リスクおよび罹患リスクについての最新データは Tong

て一つのテーマとなる。というのも、女性に対する不平等な扱いによって、女性たちは保健サービスを十分に受けられず、医療資源の利用が限定され、予防措置もとられない。しかもこうした物質面だけではなく、例えば家族計画をめぐるさまざまな問題において自律的決定権を奪われているということも生じるからだ。そのさいフェミニスト生命倫理学は、保健政策の分野で発生する正義をめぐるさまざまな問題を、その文脈を明らかにして区別する。それは、正義をめぐる問題を実際の生活諸条件に結びつけることによって、あるいは例えば経済本位の評価原理などに対して人間の発達（人格的発展）を評価する質的な尺度を採用することによってなされる³²。

フェミニスト生命倫理学は権力に注目しながら、生物医学の実践が性別というカテゴリーに関してどのような構造的特徴をもっているかを分析する。ここで問題となるのは、たとえば医師の行為と介護行為の階層的序列づけ、技術的処置と助言を与えながら患者に寄り添うことの階層づけであり、また医療実践の領域におけるもろもろの行為者、患者の役割等々である。つまりは、そのつどの医療実践のなかで幅をきかせてくる権力(*Macht*)が問題となる。医療実践が支配関係に変質すべきでないとするれば、こうした権力は反省されコントロールされなければならない³³。さらにフェミニスト生命倫理学にとって、実践をめぐる言説(*Diskurs*)もテーマとなる。これに属するものは、ひとつには哲学的人間学と身体についての言語である³⁴。つまり、生物医学の根底にある病氣理解がテーマとなる。また遺伝子の特徴を同定することによってある集団の人々全体に烙印ステイグマを押ししたり³⁵、あるいは従属を示す記号のもとに「正常」と「異常」という区別を立てることもテーマとなる。

こうしたテーマ別のアプローチとならんで、現在生命倫理学一般におけると同様にフェミニスト生命倫理学においても理論的な考察が増えてきていることを記しておかなければならない。この間、社会倫理的な視点においては規範へのアプローチに立ち帰る傾向が顕著になってきたが、この傾向はフェミニスト倫理学の議論を基盤にして大きく変容してきたし、これからも変容し続けていくであろう³⁶。

遺伝子検査や遺伝子治療によって人間の身体が根本的に思いのままにされるという事態に直面して、「主体」および「身体」についてのフェミニスト理論をフェミニスト生命倫理学の立場から検討することが欠かせなくなっている。バトラーの意味における自己構築・自己構成にあらためて取り組むことはこの観点から有益であろう³⁷。他方でさきの観点と全く矛盾しないが

(2001)および World Development Report (2001)にある。

³² Nussbaum/Sen(1993)を参照。

³³ この次元では、フェミニスト生命倫理学の少なくとも一部分が、ナラティブ倫理学にかなり接近する。Knutson (2000); Lindemann Nelson (2001)を参照。

³⁴ Haker (2002a)

³⁵ Morris (2000)

³⁶ O'Neill (1996)ならびに Nussbaum (2000)がここでの基本となる。

³⁷ ここでは Butler (2001)が特に重要である。

リスト(List), またたとえばシルドリック(Shildrick)やバークハウス(Barkhaus)が提案する方法をさらに追求することが有益だと思われる³⁸。すなわち, 身体性ならびに生命についての現象学を改めて読み直すことによって, 生-政治(Bio-Politik)および生命倫理学の諸部分と対決するという方法である。ここではとりわけ神学によって調停されたフェミニスト生命倫理学の発想の糸口をも見ることができる³⁹。

(松田純・小椋宗一郎訳)

訳者解説

ハカーによるこの論文は, フェミニスト生命倫理学の現在の見取り図を提示しているといえるだろうⁱ。冒頭でいわれているように, フェミニスト生命倫理学に対する国際的な関心が高まり, 1996年からは国際会議も開かれている(1998年には日本で開催)ⁱⁱ。本文中でも最近の議論は「正義」という観点に重点が置かれているとされるが, その背景にあるのは, ギリガンから現在に至るケア倫理学の展開である。

ギリガンは主著『もうひとつの声』のなかで, 道徳的発展過程における男女の違いを分析したⁱⁱⁱ。従来の道徳的成長を測るものさしはほとんどは男性を対象とした研究から作られたものであり, 男性とは違う声(a different voice)を持つ女性たちの道徳的成長には当てはまらない。男性たちの発言に見られる「正義」は, 「他者の権利を認め, そうした権利に干渉しないこと」^{iv}を基本とした「権利の道徳」であり, 普遍的原理に基づく公正さのことである。これに対して女性たちは, お互いに依存し支え合わなければならないという人間の相互関係を自覚した「責任の道徳」あるいは「ケア(思いやり)の倫理(ethic of care)」を形成してゆく。ただし, 権利の道徳と責任の道徳, 正義の倫理とケアの倫理, これらは「相補的」^vなものであり, 道徳的成長を通じてその断絶は乗り越えられてゆくとギリガンは繰り返し述べている。

この書は大きな反響を呼び, ケア倫理学に関するいくつかの論文が発表された。そこでは, 女性は男性とは「違う」道徳的根拠づけの方式をもつという観点から, ケアの倫理と権利本位の正義の倫理との違いが強調された^{vi}。しかし, たとえば権利や社会的正義にもとづいて社会保障や健康保険などが機能していなければ, 貧窮や病気のとき最も切実に必要とされるケアは経済的基

³⁸ Shildrick (2001); List (2001); Barkhaus (2001).

³⁹ Pelkner (2001)

ⁱ 理論の発展史という面では, ドイツ語と英語の『生命倫理学事典』の「フェミニズム」の項が詳しい。Eickmeier (1998); Lebacqz (1995)

ⁱⁱ Tong (2001), p. 2

ⁱⁱⁱ Gilligan (1982)

^{iv} 同原書 p. 19, 和訳 26 ページ

^v 同原書 p. 100, 165, 和訳 176, 290 ページ

^{vi} Lebacqz (1995), p. 811.

盤を失うことになる。さしあたり個人の道徳的発達において「相補的」な関係にあると捉えられた「ケア」と「正義」は、その後のフェミニスト倫理学・生命倫理学の展開のなかで、政治的・社会的な文脈のなかでも相補い合うものとして捉えなおされてゆく。本論文は、正義の原理を「男性的原理」として、それへの対抗を前面に出してきたフェミニスト倫理学に対して、ケアの原理と正義の原理とを相補的にとらえ直そうとする。

本論文では、さらに地球規模での具体的問題に言及される。「ケア」がそれぞれの人間関係の具体的な文脈において語られるように、それぞれの地域はそれぞれの文化的・社会的背景をもち、それぞれの問題をかかえている。そうした地域的・文化的なコンテクストや差異を無視して抽象的な原則論を押し付けることはできないだろう。しかし半面、新しい医療技術を背景とした問題の多くは世界と密接な結びつきの中にあり、また、特に女性たちが置かれている問題状況にあらわれるように、国内の議論だけでは問題の本質が明らかにならないものも多い。そのため、まず多くの地域から上述のような国際会議へと問題を持ち寄って多文化的な視点からそれを捉えること、そしてまた問題を持ち帰って固有の文化的・社会的文脈の中で捉えかえすことがきわめて重要だと思われる。

国際的議論をドイツに紹介する目的で書かれた本論でも、ドイツに固有な社会的状況と文化的背景から問題が捉えなおされていると見ることができる。たとえば、ドイツ語の「フュアゾルゲ」が社会保障としての意味合いを持つことが指摘されている。ハカーがその「悩ましい」点について指摘していることも重要であるが、まずはこの議論の前提を押さえる必要があるだろう。つまり「フュアゾルゲ」には、正義というよりは社会的な連帯(Solidarität)を基礎として制度的保障を確立する視点が含まれている^{vii}。このことは、フェミニスト生命倫理学が具体的な社会制度を問題として受けとめ、さらに語りかけを発することのできる素地を作っているように思われる。そのほか、権利と義務、自由と自律、徳と正義など、それぞれの概念に固有の歴史性が刻印され、神学を含めたドイツの思想史的伝統が背景をなしている。それらを軸として、フェミニスト生命倫理学の議論が三つの原理――すなわち、依存関係のなかの「関係的自律」、他者のためになされる「ケア」、文脈と差異を大切にした「正義」――へと歯切れよく整理されている。この三大原理の統一的把握へとフェミニスト生命倫理が発展すべきことを主張している。

(小椋宗一郎記)

^{vii} Vgl. Enquete-Kommission „Recht und Ethik der modernen Medizin“. (Deutscher Bundestag 14. Wahlperiode), *Schlussbericht*, 2002, „2.2.2.6. Solidarität.“「ドイツ連邦議会「現代医療の法と倫理」審議会「最終報告書」(『独仏生命倫理研究資料集』(下)、千葉大学、2003年)「2.2.2.6 連帯」の項(『人間の尊厳と遺伝情報』松田純監訳、知泉書館から近刊)参照。「連帯は正義に尽きるものではない」とされる。なぜなら、正義に訴えて「ケア(Fürsorge)と支援を請求することができる権利」すなわち「社会福祉請求権」は、そもそも「社会的連帯(Solidarität)に基づく生活共同体における人間同士の相互支援から出発」し、福祉国家に必要な社会的機構を通じて保障されるからである。

参考文献

- Baier, Annette, *A Progress of Sentiments: Reflections on Hume's Treatise*, Cambridge 1991.
- Barchans, Annette, »Körper und Identität. Vorüberlegungen zu einer Phänomenologie des eigensinnigen Körpers«, in: *Tanz Politik Identität*, hg. v. Sabine Karoß und Leonore Welzin, Hamburg 2001, S. 27-51.
- Benhabib, Seyla, *Selbst im Kontext. Kommunikative Ethik im Spannungsfeld von Feminismus, Kommunitarismus und Postmoderne*, Frankfurt am Main 1995 (orig.: *Situating the Self*, 1992).
- Bequaert Holmes, Helen/Purdy, Laura (Hg.), *Feminist Perspectives in Medical Ethics*, Bloomington/IL 1992.
- Biller-Andorno, Nikola, *Gerechtigkeit und Fürsorge. Zur Möglichkeit einer integrativen Medizinethik*, Frankfurt am Main 2001.
- Bobbert, Monika, *Patientenautonomie und Pflege. Begründung und Anwendung eines moralischen Rechts*, Frankfurt am Main/New York 2002.
- Braun, Kathrin, *Menschenwürde und Biomedizin. Zum philosophischen Diskurs der Bioethik*, Frankfurt am Main 2000.
- Butler, Judith, *Psyche der Macht. Das Subjekt der Unterwerfung*, Frankfurt am Main 2000. (orig. *The psychic life of power. Theories in subjection*, Stanford Calif., 1997)
- Cole, Eve Browning/Coultrap-McQuin, Susan (Hg.), *Explorations in Feminist Ethics: Theory and Practice*, Bloomington/IL 1992.
- Conradi, Elisabeth, *Take Care. Grundlagen einer Ethik der Achtsamkeit*, Frankfurt am Main 2001.
- Donchin, Anne, »Understanding Autonomy Relationally Toward a Reconfiguration of Bioethical Principles«, in: *Journal of Medicine and Philosophy* 26 (4) (2001), S. 365-386.
- , Purdy, Laura (Hg.), *Embodying Bioethics: Recent Feminist Advances*, Lanham 1999.
- Duden, Barbara, *Der Frauenleib als öffentlicher Ort. Vom Missbrauch des Begriffs Leben*, Hamburg/Zürich 1991. バーバラ・ドゥーデン 『胎児へのまなざし 生命イデオロギーを読み解く』 田村雲供訳, 阿吽社, 1993 年
- Eickmeier, Andrea, »Feminismus«, in: *Lexikon der Bioethik*, hg. von Wilhelm Korff, Lutwin Beck und Paul Gregor Mikat, Gütersloh 1998, S. 740-745.
- Fraser, Nancy, *Die halbierte Gerechtigkeit. Schlüsselbegriffe des postindustriellen Sozialstaates*, Frankfurt am Main 1997 (Orig.: *Justice Interruptus. Critical*

- Reflections on the >Postsocialist< Condition*, 1997).
- Gilligan, Carol, *Die andere Stimme. Lebenskonflikte und Moral der Frau*, München/Zürich 1982 (Orig.: *In a Different Voice*, 1982; キャロル・ギリガン 『もうひとつの声』 男寿美子監訳, 川島書房, 1986 年).
- Haker, Hille, »Der perfekte Körper. Utopien der Biotechnologie«, in: *Concilium*, 2002a (2), »Körper spricht: Leiblichkeit als Modus von Identität«, in: *Religionsunterricht an höheren Schulen*, 2002b (3), S. 131-137.
- , *Ethik der genetischen Frühdiagnostik. Sozialethische Reflexionen zur Verantwortung am Beginn des menschlichen Lebens*, Paderborn 2002c.
- Hoagland, Sarah Lucia, »Some Concern About Nel Noddings' ›Caring‹«, in: *Feminist Ethics*, hg. von Claudia Card, Lawrence/KS 1991, S. 255-256.
- Hoffmann, Heidi, *Die feministischen Diskurse über Reproduktionstechnologien. Positionen und Kontroversen in der BRD und den USA*, Frankfurt am Main 1999.
- Hume, David, *Ein Traktat über die menschliche Natur*, Hamburg 1989. (orig.: *A treatise of human nature*, 1739-40, デイヴィッド・ヒューム 『人間本性論』 木曾好能訳, 法政大学出版社, 1995)
- Jagger, Alison M., »Feminist Ethics«, in: *Encyclopedia of Ethics*, hg. von Lawrence Becker, New York 1992, S. 364-367.
- Kittay, Eva Feder, *Love's Labor. Essays on Women, Equality, and Dependency*, New York/London 1999.
- Knutson, Susan, *Narrative in the Feminine: Daphne Marlatt and Nicole Brossard*, Waterloo 2000.
- Krebs, Angelika, »Feministische Ethik. Eine Kritik der Diskursrationalität«, in: *Vernunft und Lebenspraxis. Philosophische Studien zu den Bedingungen einer rationalen Kultur*. Festschrift Friedrich Cabaret, hg. von Christoph Demmerling, Gottfried Gabriel und Thomas Rentsch, Frankfurt am Main 1995, S. 309-329.
- Lebacqz, Karen, »Feminism«, in: *Encyclopedia of Bioethics*, hg. von Warren Reich, New York 1995, S. 808-818.
- , *Justice in an Unjust World: Foundations for a Christian Approach to Justice*, Minneapolis 1987.
- Lindemann Nelson, Hilde, *Damaged Identities, Narrative Repair*, Ithaca/London 2001.
- List, Elisabeth, *Grenzen der Verfügbarkeit. Die Technik, das Subjekt und das Lebendige*, Wien 2001.
- Mackenzie, Catriona/Stoljar, Natalie (Hg.), *Relational Autonomy and the Social Self*, New York 2000.

- Mahowald, Mary, »Cultural Differences and Sex Selection«, in: *Globalizing Feminist Bioethics. Crosscultural Perspectives*, hg. von Rosemarie Tong, Boulder 2001, S. 165-178.
- Meier-Seethaler, Carola, *Gefühl und Urteilskraft. Plädoyer für die emotionale Vernunft*, München 1998.
- Mies, Maria/Shiva, Vandana (Hg.), *Ökofeminismus. Beiträge zur Praxis und Theorie*, Zürich 1995.(orig. *Ecofeminism*, 1993)
- Morris, David B., *Krankheit und Kultur. Plädoyer für ein neues Körperverständnis*, München 2000 (orig.: *Illness and Culture in the Postmodern Age*, 1998).
- Nagl-Docekal, Herta, »Feministische Ethik oder eine Theorie weiblicher Moral?«, in: *weibliche Moral- ein Mythos?* hg. von Detlef Horster, Frankfurt am Main 1998, S. 42-72.
- Noddings, Nel, *Caring. A Feminine Approach to Ethics and Moral Education*, Berkeley 1984.
ネル・ノディングス 『ケアリング 倫理と道徳の教育 女性の観点から』立川義康ほか訳, 晃洋書房, 1997年
- »Warum sollten wir uns um unser Sorgen sorgen?«, in: *Jenseits der Geschlechtermoral. Beiträge zur feministischen Ethik*, hg. von Herta Nagl-Docekal und Herlinde Pauer-Studer, Frankfurt am Main 1993, S. 135-172.
- Nunner-Winkler, Gertrud (Hg.), *Weibliche Moral. Die Kontroverse um eine geschlechtsspezifische Ethik*, Frankfurt am Main 1991.
- Nussbaum, Martha C., »Gefühle und Fähigkeiten von Frauen«, in: dies., *Gerechtigkeit oder das gute Leben*, Frankfurt am Main 1999, S. 131-175.
- Upheavals of Thought. The Intelligence of Emotions*, Cambridge 2001.
- Women and Human Development. The Capabilities Approach*, Cambridge 2000.
- Sen, Amartya (Hg.), *The Quality of Life*, Oxford 1993.
- Okin, Susan Moller, *Justice, Gender, and the Family*, New York 1989.
- O'Neill, Onora, *Tugend und Gerechtigkeit. Eine konstruktive Darstellung des praktischen Denkens*, Berlin 1996 (orig.: *Towards justice and virtue. A constructive account of practical reasoning*, 1996).
- Overall, Christine, *Ethics and Human Reproduction: A Feminist Analysis*, Boston 1987.
- Pauer-Studer, Herlinde, »Ethik und Geschlechterdifferenz«, in: *Angewandte Ethik. Die Bereichsethik und ihre theoretische Fundierung. Ein Handbuch*, hg. von Julian Nida-Rümelin, Stuttgart 1996, S. 88-131.
- Pelkner, Eva, *Gott, Gene, Gebärmütter. Anthropologie und Frauenbild in der evangelischen Ethik zur Fortpflanzungsmedizin*, Gütersloh 2001.

- Pieper, Annemarie, »Feministische Ethik«, in: *Angewandte Ethik. Eine Einführung*, hg. von Annemarie Pieper und Urs Thurmherr, München 1998, S. 338-358.
- Purdy, Laura, *Reproducing Persons. Issues in Feminist Bioethics*, Ithaca/London 1996.
- Ricœur, Paul, *Das Selbst als ein Anderer*, München 1996. (Orig.: *Soi même comme un autre*, 1990; ポール・リクール『他者のような自己自身』久米博訳, 法政大学出版局, 1996)
- Schwickert, Eva-Maria, *Feminismus und Gerechtigkeit. Über eine Ethik von Verantwortung und Diskurs*, Berlin 2000.
- Sherwin, Susan (Hg.), *The Politics of Women's Health: Exploring Agency and Autonomy*, Philadelphia 1998.
- No longer Patient. Feminist Ethics and Health Care*, Philadelphia 1992. スーザン・シャーウィン『もう患者でいるのはよそう フェミニスト倫理とヘルスケア』岡田雅勝ほか訳, 勁草書房, 1998
- Shildrick, Margrit, »Some Speculations on Matters of Touch«, in: *Journal of Medicine and Philosophy* 26/4 (2001), S. 387-404.
- Tong, Rosemarie, *Feminine and Feminist Ethics*, Belmont 1993.
- Feminist Approaches to Bioethics: Theoretical Reflections and Practical Applications*, Boulder 1997.
- Feminist Perspectives and Global Bioethics (Manuskript).
- , zusammen mit Gwen Anderson; Aida Santos, *Globalizing Feminist Bioethics. Crosscultural Perspectives*, Boulder 2001.
- Tronto, Joan C., *Moral Boundaries: A Political Argument for an Ethic of Care*, New York/London 1993.
- Werneck, Jurema/Carneiro, Fernanda, u. a., »Autonomy and Procreation: Brazilian Feminist Analyses«, in: *Globalizing Feminist Bioethics. Crosscultural Perspectives*, hg. von Rosemarie Tong, Boulder 2001, S. 114-134.
- Wolf, Susan, *Feminism and Bioethics Beyond Reproduction*, Oxford 1996.
- Young, Iris Marion, *Justice and the Politics of Difference*, Princeton 1990.